

同意・確認書

1. お客さまに関する情報の取扱いについて

お申込みいただく保険契約につきまして、当該保険契約が成立した場合に当該保険契約に係る業務の他、
当行が取扱う他の商品・サービスのご提供・ご案内をさせていただくために、以下のように引受保険会社か
らお客さまの情報の提供を受けます。

【当行が提供を受ける引受保険会社】今回契約の申込みをいただく保険会社

【引受保険会社から提供を受ける情報】

- ・ 契約者の情報および保険金額・保険料などの保険契約の情報
- ・ 積立金・配当金・解約返戻金などの保険契約に関連・付随する情報(健康・医療等機微情報を除く)

【引受保険会社から提供を受けた情報の当行での利用目的】

- ・ 預金その他の金融商品のご案内、各種サービスの提供など

2. その他ご確認いただきたい事項

- 保険商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- お申込みいただく保険契約は、お客さまと引受保険会社との契約となり、保険契約の引受けおよび保
険金等の支払いは当行ではなく引受保険会社が行います。
- 保険商品は当行による元本や利回りの保証はありません。
- 当行では保険料の借入れによる変額保険、および変額年金保険の申込みはお取り扱いできません。

[同意・確認欄]

株式会社 SBI 新生銀行 御中

上記内容を確認し、上記1の引受保険会社から貴行へ提供された私の情報の取扱いについて同意し、上記2の項目に
ついて了解しました。

保険募集に先立って「保険商品のご提案にあたって」(2016年5月22日以前は「個人年金・その他保険商品のご提案
に際してのご説明」)の交付を受け、その内容を理解し、保険募集の際、および今後の銀行業務サービスを受ける際、
貴行が非公開情報を利用することについて事前に同意したことを確認します。

年 月 日

契約者ご署名.....

被保険者ご署名.....

(契約者同一人の場合記入不要)

親権者ご署名.....

(契約者・被保険者が未成年の場合記入)

銀行使用欄

GCIF

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(保存年限:永久)

担当者印	検印
CRM 入力済み	

同意・確認書

1. お客さまに関する情報の取扱いについて

お申込みいただく保険契約につきまして、当該保険契約が成立した場合に当該保険契約に係る業務の他、当行が取扱う他の商品・サービスのご提供・ご案内をさせていただくために、以下のように引受保険会社からお客さまの情報の提供を受ける場合があります。

【当行が提供を受ける引受保険会社】今回契約の申込みをいただく保険会社

【引受保険会社から提供を受ける情報】

- ・ 契約者の情報および保険金額・保険料などの保険契約の情報
- ・ 積立金・配当金・解約返戻金などの保険契約に関連・付随する情報（健康・医療等機微情報を除く）

【引受保険会社から提供を受けた情報の当行での利用目的】

- ・ 預金その他の金融商品のご案内、各種サービスの提供など

2. その他ご確認いただきたい事項

- 保険商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- お申込みいただく保険契約は、お客さまと引受保険会社との契約となり、保険契約の引受けおよび保険金等の支払いは当行ではなく引受保険会社が行います。
- 保険商品は当行による元本や利回りの保証はありません。
- 当行では保険料の借入れによる変額保険、および変額年金保険の申込みはお取り扱いできません。

個人のお客さまの個人情報のお取扱いについて

当行は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、収集した個人情報を、下記業務に関し、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務
- その他当行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む)

利用目的

当行および当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報(取引履歴、ウェブサイトの閲覧履歴その他の行動履歴等の情報および共同利用等により取得した情報を含みます。)を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの(例えば、広告配信や与信判断等)を含みます。

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- 契約(当行とお客さまとの間の契約および当行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。)や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、当行が提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため

機微(センシティブ)情報について

銀行法施行規則等により、機微(センシティブ)情報(人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪履歴についての情報等の特別の非公開情報)は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

保険募集指針

当行は、保険募集に関し、次の保険募集指針を定め、これを遵守いたします。

1. 保険募集にあたって

- 当行は、保険募集に際しては、関係法令等を遵守し、お客さまの利便性の向上や利益の保護を図るため、必要な措置を講じ、公正な保険募集の実施に努めて参ります。
- 当行は、お客さまにご案内する保険商品の引受保険会社名を明示いたします。
- 当行は、お客さまがその自主的な意思および判断により、お客さまご自身のニーズに合致した保険商品をご選択いただくため、ご提案する保険商品以外の保険商品に関する情報をお客さまのニーズに応じて提供するなど、お客さまに対して常に適切な情報の提供を行います。
- 当行は、お客さまがご契約された保険契約を引き受けるのは当行ではなく保険会社であること、お客さまへの保険金等の支払は当行ではなく保険会社が行うこと、ならびにお客さまがご契約された保険契約の引受保険会社が経営破綻した場合の取扱いその他保険契約に係るリスクの所在について、お客さまに十分にご理解いただけるよう適切な説明を行います。

2. お客さまからのお問い合わせ・ご相談等への対応について

- 当行の役職員が法令に違反する行為により、保険募集につきお客さまに損害を与えた場合には、当行は、募集代理店としての販売責任を負い、誠実にこれに対応いたします。
- 当行は、お客さまからのお問い合わせ・ご相談に適切に対応するため、保険募集の際のお客さまへの説明内容やご契約後におけるお客さまとの面談記録等を、お客さまがご契約された保険契約の保険期間が終了するまで、適切に管理・保存いたします。
- 当行が保険募集を行った保険契約に係るお客さまからの契約内容のご照会等については、保険契約の締結後も適切に対応いたします。ご照会等はパワーコール(0120-456-860)までご連絡ください。
- 当行が実施した保険募集等について、苦情・ご相談等ございましたら、お客様サービス室(050-3509-0075)までご連絡ください。
- ご照会や苦情の内容に応じて、当該保険契約の引受保険会社に連絡のうえ対応させていただく場合があります。また、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法につきましては、引受保険会社のコールセンター等をご案内させていただく場合があります。

以上

一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室

一般社団法人 全国銀行協会は、募集代理店である銀行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関です。

全国銀行協会相談室は、銀行に関するご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受けるための窓口として一般社団法人 全国銀行協会が運営しています。

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1(全国銀行協会内)

●受付日：月～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く）

0570-017109 または **03-5252-3772**

●受付時間：午前9時～午後5時

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所

・この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

・生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）

・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。